

鹿屋市職員の名札及び職員証に関する規程の一部を改正する訓令

鹿屋市職員の名札及び職員証に関する規程（平成18年鹿屋市訓令第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「左胸部の」を「左胸部又は前面中央部の見やすい」に改め、同項ただし書中「の位置を変更し、又は」を「を」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。